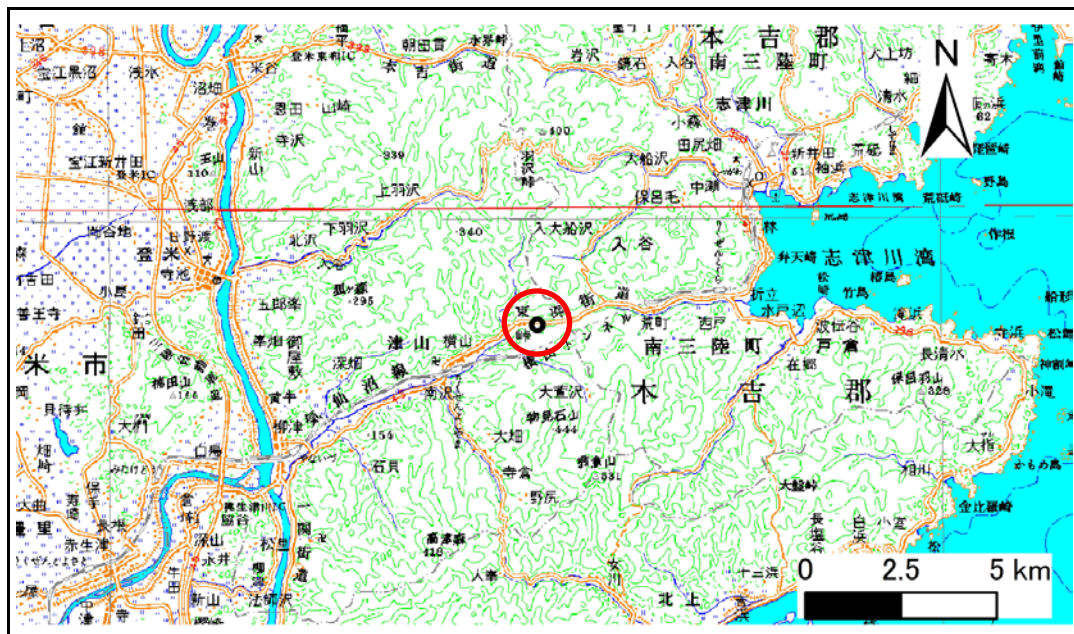


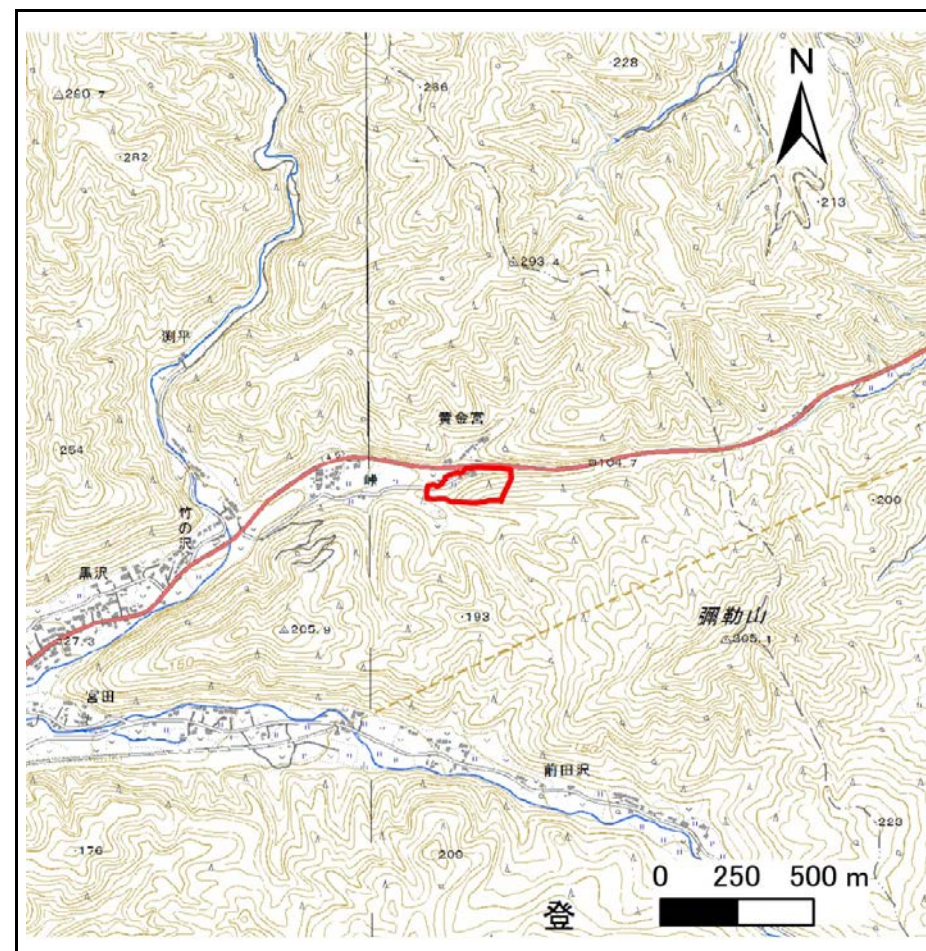
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第7号
告示年月日	令和2年1月7日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1877(1321001877)
箇所名	竹の沢の2
所在地	登米市津山町横山字竹の沢
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 令1東複、第20号)

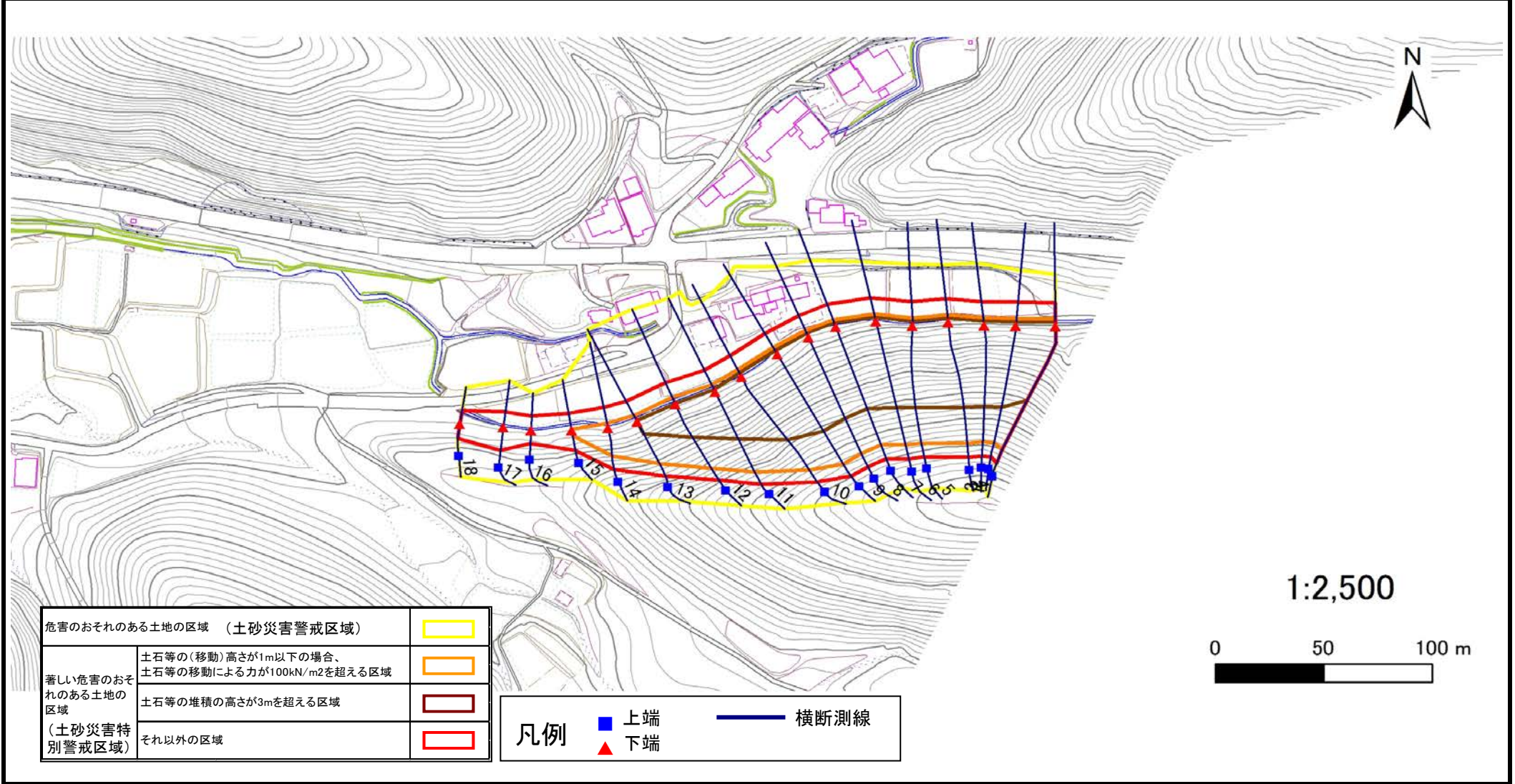
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第7号
告示年月日	令和2年1月7日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成30年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1877(1321001877)	箇所名	竹の沢の2	所在地	登米市津山町横山字竹の沢
---------	------	-----------------------	-----	-------	-----	--------------



危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第7号
告示年月日	令和2年1月7日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1877(1321001877)	箇所名	竹の沢の2	所在地	登米市津山町横山字竹の沢		
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	164.46	1.00	100.00	1.00	20.93	4.14	15.16	3.00
2 ~ 3	165.34	1.00	100.00	1.00	21.16	4.19	15.16	3.00
3 ~ 4	165.34	1.00	100.00	1.00	21.16	4.19	15.16	3.00
4 ~ 5	165.05	1.00	100.00	1.00	21.07	4.17	15.16	3.00
5 ~ 6	165.05	1.00	100.00	1.00	21.07	4.17	15.16	3.00
6 ~ 7	162.73	1.00	100.00	1.00	20.57	4.07	15.16	3.00
7 ~ 8	162.04	1.00	100.00	1.00	20.46	4.05	15.16	3.00
8 ~ 9	163.05	1.00	100.00	1.00	20.62	4.08	15.16	3.00
9 ~ 10	163.87	1.00	100.00	1.00	20.85	4.13	15.16	3.00
10 ~ 11	163.87	1.00	100.00	1.00	20.85	4.13	15.16	3.00
11 ~ 12	162.43	1.00	100.00	1.00	18.92	3.74	15.16	3.00
12 ~ 13	160.43	1.00	100.00	1.00	16.87	3.34	15.16	3.00
13 ~ 14	154.77	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00
14 ~ 15	139.54	1.00	100.00	1.00	-	-	13.97	2.76
15 ~ 16	-	-	100.00	1.00	-	-	11.13	2.20
16 ~ 17	-	-	100.00	1.00	-	-	9.95	1.97
17 ~ 18	-	-	100.00	1.00	-	-	9.95	1.97
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								